

医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの改正について

医師の時間外・休日労働の上限について、地域医療提供体制確保のために暫定的に認められる水準（連携B・B水準）は、令和17年度末までに廃止する方針である。医師の健康確保と地域医療体制の確保を両立しつつ、各医療機関における医師の労働時間の短縮を計画的に進めていくため、令和6年11月にガイドラインが改正された。

◆改正の概要

1. 計画作成対象医療機関

- ・特定労務管理対象機関（特例水準対象医療機関）
- ・「地域医療介護総合確保基金」補助事業申請医療機関
- ・診療報酬「地域医療体制確保加算」算定医療機関

2. 計画の見直し

(1) 年度暫定評価

年度の後半に実施。計画の見直しの要否等の判断に活用。

(2) 年度最終評価

次年度開始後に実施。前年度の1年間の実施状況に関する評価を行い、必要に応じて計画を更新。

※年度目標が達成されているかどうか、各病院における医師を含む各職種が参加する合議体等で確認、評価検討

3. 参考資料の作成及び提出

- ・特定労務管理対象機関は、都に提出し、確認を受ける
- ・特定労務管理対象機関以外は、G-MISにアップロード

◆都の取組

1. 医療機関向けセミナーの実施

- ・改正概要及び見直し取組方法等についてオンライン説明
- ・定量的な労働時間管理について、全医療機関向け周知

2. 計画見直し状況及び勤改センター支援意向の調査

- ・暫定実績（6～9か月分）の確認状況の把握
⇒2月までかかる医療機関が多数
- ・勤改センター支援希望医療機関
⇒個別に訪問・オンライン相談を実施（8件見込）

3. 計画見直し支援ツールの作成

- ・時短計画の取組改善達成状況が一覧できる比較表を作成
- ・水準指定に係る評価センター個別評価項目確認表を作成

4. 見直しスケジュール

- 3～4月：年度暫定評価見直し結果の確認 ※適宜修正指示
- 5～6月：年度最終評価見直し結果の確認、厚労省提出

特定労務管理対象機関の見直しスケジュール

年度暫定評価：3月17日（月）東京都提出 ※見直し後計画の確認、フォローアップ
 年度最終評価：5月30日（金）東京都提出

		R6年度												R7年度												
		12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月						
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
医療機関		暫定評価												最終評価												
		「時間外・休日労働時間」及び「取組状況」の実績確認（4月～最長11月）			見直しの検討			見直し後の計画変更及び提出			「時間外・休日労働時間」及び「取組状況」の実績確認（年間）			見直しの検討			見直し後の計画変更及び提出									
		代替資料受領（都から個別送付）							2/15参考資料提出 ※R6なし				3/15見直し後計画提出	担当者が変わる場合、事務引継				補助金実績報告提出	あくまでも保険的な見直し年間実績を確認した結果、暫定評価における見直し内容ではうまくいかない場合のみ修正する。			5/31見直し後計画・参考資料提出	設備整備事業計画提出			
都道府県		医療機関への通常支援			計画見直しの支援強化期間						計画見直しの支援強化期間						医療機関への通常支援									
医療人材課	医療勤務環境改善支援センター				実績確認状況等について、簡易調査			主に以下の病院に対し、訪問・オンラインで相談支援を実施 ○医療機関勤務環境評価センターによる個別項目評価 「未達成及び要改善項目」の改善目途が立っていない ○医療法第25条第1項に基づく立入検査による、「指摘及び指導事項」が改善されていない。 ○救急医療への影響等、病院として懸念（相談）事項がある 等						○見直し後計画の確認、フォローアップ（要取組評価項目の対応チェック等） ※最終評価時に再見直しが必要な案件にヒアリングを実施												
	時短計画関係	時短計画作成ガイドライン改正周知	内示	普及啓発セミナー	交付決定	2月末に、計画見直しの方向性について簡易調査（見直さない病院にヒアリングを実施）						見直し後計画確認 ※至急案件は年度内確認			実績報告審査 ※「時間外・休日労働時間」の年間実績について、早期提出を依頼			額の確定、交付			見直し後計画・参考資料確認			設備整備審査（予定）		
	補助金関係					指定申請受付						医療審議会等			指定											
	特定労務管理対象機関指定																									

特定労務管理対象機関以外の作成対象医療機関の見直しスケジュール

年度暫定評価：提出なし

年度最終評価：6月30日（月）G-MISにアップロード

		R6年度									R7年度													
		12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月				
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
医療機関		暫定評価									最終評価													
		「時間外・休日労働時間」及び「取組状況」の実績確認（4月～最長11月）			見直しの検討			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 基本的にはこれがメインの見直し 令和7年度当初から改善取組に着手できるように、年度内にしっかりと見直しをしておく。 </div>			見直し後の計画変更			「時間外・休日労働時間」及び「取組状況」の実績確認（年間）			見直しの検討			見直し後の計画変更及び提出				
		<p style="color: green;">暫定評価における資料提出はなく、 院内でPDCAサイクルを回し、自律的に計画見直しを行う</p>									<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> あくまでも保険的な見直し 年間実績を確認した結果、 暫定評価における見直し内容ではうまくいかない場合のみ修正する。 </div>			<p style="color: green;">最終評価における実績確認を踏まえ、 計画の再見直しの必要性について検討</p>									<p style="color: green;">見直し後計画及び参考資料を G-MISに登録し、 厚生労働省に提出</p>	
都道府県	医療機関への通常支援	計画見直しの支援強化期間												計画見直しの支援強化期間									医療機関への通常支援	
医療人材課	医療勤務環境改善支援センター				実績確認状況等について、簡易調査			<p style="color: red;">希望する病院に対し、訪問・オンラインで相談支援を実施</p> <p style="color: red; border-bottom: 1px solid red;">※各種調査の回答に関して、個別にご連絡させていただく場合がございますのご承知おきください。</p>																
	時短計画関係	時短計画作成ガイドライン改正周知			普及啓発セミナー																			
	特定労務管理対象機関指定				指定申請受付			医療審議会等			指定													